（酒々井町　令和８年４月作成）

国民健康保険税軽減判定表

7 割軽減	被保険者の総所得金額の合計 ≦ 43 万円＋10 万円×（年金・給与所得者の数−1）
5 割軽減	被保険者の総所得金額の合計 ≦ 43 万円＋（被保険者数+特定同一世帯所属者）×31 万円 ＋10 万円×（年金・給与所得者の数−1）
2 割軽減	被保険者の総所得金額の合計 ≦ 43 万円＋（被保険者数+特定同一世帯所属者）×57 万円 ＋10 万円×（年金・給与所得者の数−1）

（注1）　軽減判定は、世帯主及び国保被保険者の前年の総所得金額の合計になります。ただし、その年の１月１日現在で 65 歳以上の公的年金受給者の場合は、年金所得から 15 万円を控除した金額で判断します。

（注2）　軽減できるかを判断する所得は、譲渡所得は特別控除前の金額、事業所得は専従者控除前の金額になります。また、純損失に専従者控除が含まれている場合は、その控除額を除いた金額で判定します。そのため所得割算定時の所得とは異なります。

（注3）　国民健康保険に加入していない世帯主(擬制世帯主）は、所得は軽減判定金額に含みますが、軽減判定の被保険者数には含みません。ただし、擬制世帯主が特定同一世帯所属者（※）の場合は、被保険者数に含みます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

（注4）　年金・給与所得者は、擬制世帯主も含みます。また、年金所得及び給与所得の両方ある方でも人数は１人として計算します。